

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本プロポーザルは令和4年度以降の契約の準備行為であり、契約の締結は本事業に係る予算が成立し、予算配当があることを条件とします。

令和3年11月15日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区生活保護受給者金銭管理支援事業委託

(2) 業務内容

本件は、生活保護受給者のうち、生活経験、浪費癖、又は依存症などの疾病の影響等により家計を適切に管理することができない受給者を対象に、最低生活の維持を図るため、生活基盤を確保し、日常生活の自立を促すとともに、住み慣れた地域で暮らし続けるようにすることを目的とする家計における金銭管理支援を行う。

詳細は、募集説明書を参照のこと。

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで(予定)

ただし、契約は単年度ごととし、各年度の本事業にかかる予算配当があること及び前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

2 参加資格

世田谷区生活保護受給者金銭管理支援事業の実施に意欲と遂行能力を有する法人であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。また、世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 都道府県民税・区市町村民税に滞納がないこと。
- (4) 平成31年度(2019年度)以降、都内又は近隣区市において、生計困難者に対するサービス提供に関する事業を実施していること、又は実施した実績があること。
- (5) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者を支援員として配置すること。

- (6)一般社団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」または「情報セキュリティマネジメント(ISMS)適合性評価制度」の認証を取得(取得申請中を含む)していること。

3 提案書の提出者を選考するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

選定にあたっては、次に掲げる内容を評価する。

(1) 提案書の形式等について

提案書類の形式、部数等注意事項等の遵守
見積金額の妥当性

(2) 提案書の内容について

事業趣旨の理解
実施計画の内容
実施体制
生計困難者に対するサービス提供に関する事業の実績
独自提案・アピール性

(3) 財務書類による財務審査

財務健全性
安定性
効率性

(4) プレゼンテーション・ヒアリングの内容について

事業執行力
課題解決力
実績の信頼性
将来性
総合評価

5 審査

提案書の形式等審査を通過した事業者のうち、提案書及び財務書類に基づいた採点の合計得点が高い、上位2事業者が2次審査に進む。ただし、財務審査の結果、本事業を受託するに足る経営基盤を備えていないと判断された場合は、2次審査に進むことはできない。本事業の選定は選定委員会により行うこととし、提案書、財務審査及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づいた採点の合計得点の最も高い提案者を特定する。

(1) 1次審査

書類審査及び財務審査

(2) 2次審査

プレゼンテーション・ヒアリング審査

選定結果は、文書で通知します。

提出書類の内容等について、必要に応じて説明を求める場合がある。

6 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第2庁舎1階5番窓口

電話：03-5432-2932 FAX：03-5432-3020

E-mail：SEA02412@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 事業説明書の交付期間、配布場所及び方法

期間：令和3年11月15日(月)～11月30日(火)【正午まで】

場所：上記(1)に同じ

方法：希望者に無償配布する(世田谷区のホームページからダウンロード可)。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/005/001/d00194318.html>

(3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

期間：令和3年11月15日(月)～11月30日(火)【午後5時必着】

場所：上記(1)に同じ

方法：持参に限る

(4) 財務書類の提出期間、場所及び方法

期間：令和3年12月6日(月)～12月14日(火)【午後5時必着】

場所：上記(1)に同じ

方法：持参に限る

(5) 提案書の提出期間、場所及び方法

期間：令和3年12月6日(月)～12月28日(火)【午後5時必着】

場所：上記(1)に同じ

方法：持参に限る

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記6(1)に同じ

(6) 世田谷区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することがで

きる。

- (7) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (8) 提案者からの提出物は、世田谷区の所有とし、返却しない。また、世田谷区では、本件の目的以外に使用しない。
- (9) 本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、区は提案書の内容に拘束されないものとする。
- (10) 提案書が特定された事業者を本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とし、契約に向けての業務内容、契約条件、前事業者との引継ぎ等の協議を行う。
- (11) 詳細は、募集説明書による。
- (12) 区との契約では単年度で予定価格 2 , 0 0 0 万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には、世田谷区公契約条例に基づき「労働報酬下限額」が適用されます。

労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、下記のとおり告示しました。

契約事業者には、この労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。

つきましては、この契約の入札又は契約に係る金額の見積もりにあたっては、上記の趣旨をご理解いただき、下記の各労働報酬下限額に基づく適正な積算をお願いいたします。

また、本件の契約事業者には、条例の運用状況に関する調査等にご協力をお願いする場合があります。

※公契約条例等の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください

【工事請負契約の場合】

■労働報酬下限額：東京都の公共工事設計労務単価（令和3年3月現在）の51職種ごとの単価の85%相当額（熟練労働者）
（下表のとおり）

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)	号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
1	特殊作業員	2,625円	25	土木一般世話役	2,710円
2	普通作業員	2,295円	26	高級船員	3,241円
3	軽作業員	1,658円	27	普通船員	2,561円
4	造園工	2,295円	28	潜水士	4,399円
5	法面工	2,880円	29	潜水連絡員	3,103円
6	とび工	2,965円	30	潜水送気員	3,029円
7	石工	2,901円	31	山林砂防工	2,859円
8	ブロック工	2,689円	32	軌道工	4,962円
9	電工	2,731円	33	型わく工	2,795円
10	鉄筋工	2,933円	34	大工	2,720円
11	鉄骨工	2,731円	35	左官	2,944円
12	塗装工	3,103円	36	配管工	2,497円
13	溶接工	3,326円	37	はつり工	2,667円
14	運転手(特殊)	2,614円	38	防水工	3,177円
15	運転手(一般)	2,157円	39	板金工	3,039円
16	潜かん工	3,230円	41	サッシ工	2,731円
17	潜かん世話役	3,804円	43	内装工	2,975円
18	さく岩工	3,284円	44	ガラス工	2,731円
19	トンネル特殊工	3,124円	46	ダクト工	2,434円
20	トンネル作業員	2,635円	47	保温工	2,412円
21	トンネル世話役	3,570円	49	設備機械工	2,444円
22	橋りょう特殊工	3,230円	50	交通誘導員A	1,658円
23	橋りょう塗装工	3,315円	51	交通誘導員B	1,477円
24	橋りょう世話役	3,783円	52	上記以外の職種	1,130円

※第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

■労働報酬下限額：1時間当たり 1,365円

※「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載しておりませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、下記担当にお問い合わせください。

【工事以外の契約の場合】（設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等）

■労働報酬下限額：1時間当たり1,130円

【問い合わせ先】

世田谷区財務部経理課契約係 TEL:03-5432-2145~2152・2435・2436 FAX:03-5432-3046